

「民都・大阪」フィランソロピー会議規約 細則

(目的)

第1条 本細則は、「民都・大阪」フィランソロピー会議規約(以下「会議規約」という。)

第14条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究会)

第2条 会議メンバーは、「民都・大阪」フィランソロピー会議との緩やかな連携のもとでより柔軟に、個別具体的な公益活動を行う場として、研究会の設置・廃止を求めることができる。

- 2 研究会を設置・廃止しようとするメンバーは、議長に対し、必要事項を記載した書面(別紙参照)により申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 議長は、前項の承認を行った際には、電子メール等により、その旨会議メンバーへ周知するものとする。
- 4 研究会を開催したメンバーは、議長の求めに応じて、その開催結果等について、会議に報告しなければならない。

(後援)

第3条 会議メンバーは、フィランソロピー促進に資する事業に対する後援名義の使用承認を求めることができる。

- 2 後援名義の使用承認を求めるにあたっては、議長に対し、必要事項を記載した書面(別紙参照)により申し出て、その承認を得ることとする。
- 3 後援名義の使用承認を受ける要件は、次の各号に該当するものであること。
 - (1)事業の目的及び内容が、「民都・大阪」フィランソロピー会議の活動理念に則したものであること。
 - (2)営利を主たる目的として、運営されるものでないこと。
 - (3)事業実施に際して、金品の寄附、援助、又は事業参加等の強要の恐れがないこと。
 - (4)政治的又は宗教的な宣伝に利用されるものではないこと。
 - (5)暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
 - (6)申請者の役員、従業員、社員その他の構成員が、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
 - (7)その他、後援名義の使用承認を行うことが、不適当と認められる事由がないこと。
- 4 議長は、第2項の承認を行った際には、電子メール等により、その旨会議メンバーへ周知するものとする。
- 5 議長は、後援名義の使用承認を行った事業の内容が、第3項の各号のいずれかに違反した場合、当該承認を取り消し、又は以後、後援名義の使用を承認しないことができる。
- 6 後援名義の使用承認を求めたメンバーは、議長の求めに応じて、その後援名義使用事業の実施状況等について、会議に報告しなければならない。
- 7 本条に定める後援名義の記載は、「「民都・大阪」フィランソロピー会議」とする。

附 則

この細則は、2022 年 月 日から施行する。

細則第2条または第3条の定めにより申請を行う場合は、任意の様式に以下の項目を記載のうえ、議長へ申請するものとする。

1. 研究会の設置について

- (1)研究会の名称
 - (2)研究会の趣旨(目的)
 - (3)研究会メンバー
 - ・氏名、役職
 - (4)その他、議長が必要と認める事項
-

2. 研究会の廃止について

- (1)廃止理由
 - (2)研究会の取組結果
 - (3)その他、議長が必要と認める事項
-

3. 後援名義の使用について

- (1)事業の名称
- (2)事業の概要(目的)
- (3)事業メンバー
 - ・氏名、役職
- (4)後援名義の使用期間
- (5)収支予定(参加費、支出予定額など)
 - 例)収入 イベント参加料 @500 円×100 人=50,000 円
 - 支出 会場使用料 @50,000 円
- (6)他の後援等予定団体 ※共催・後援・協賛予定の団体がある場合
 - ・団体名、所在地
- (7)担当者連絡先
 - ・住所、氏名、電話番号、Eメール
- (8)その他、議長が必要と認める事項